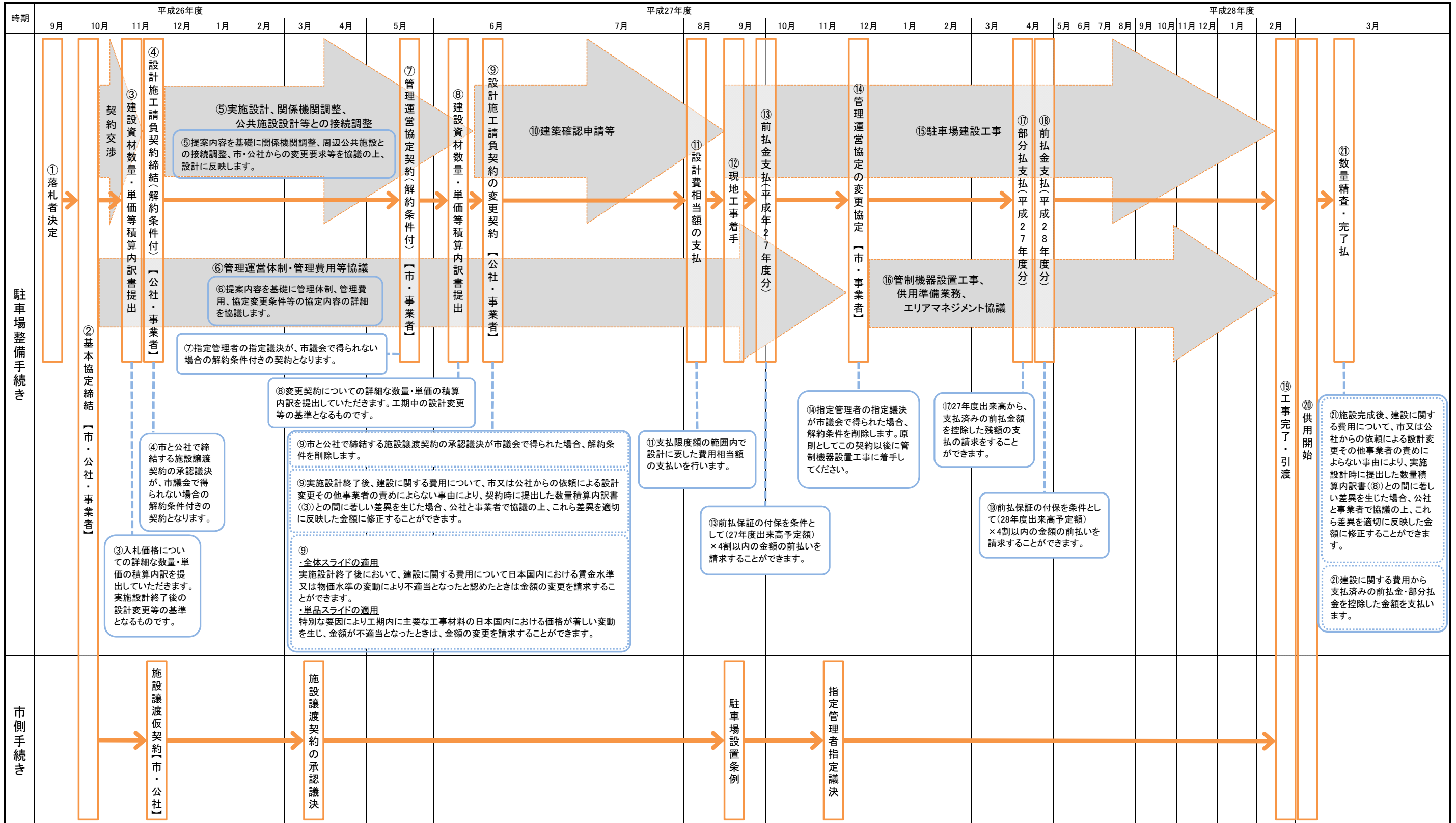


【参考】落札者決定から施設完成までの契約及び設計建設費用支払いの流れ(検討案)



1 施設整備に関するサービス購入料  
 ・設計費相当額は、設計業務終了後に一括で支払う。(⑪)  
 ・建設費相当額は、各年度(平成27年度・28年度)の工事出来高に応じた部分払いを行う。また、各年度の当初(27年度は工事着手時)に、当該年度の出来高予定額の4割以内を前払いすることも可能である。(⑬⑭⑮⑯)

2 設計変更等による建設費相当額の変更  
 ・設計業務終了後、設計上必要として積算した建設資材数量(⑧)と、契約交渉段階で事業者が内訳書の形で提出した建設資材数量(③)との間に著しい差異が生じ、当該差異が生じた原因が、市又は公社からの依頼による設計変更その他事業者の責によらない事由による等の合理的な理由によるものであると公社が認める場合には、公社と事業者で協議のうえ、施設整備に関するサービス購入料(建設費相当分)につき、これら差異を適切に反映した金額に修正することができるものとする。  
 ・施設完成時に、実際に要した建設資材数量(⑫)と、実施設計後に事業者が提出した建設資材数量(⑧)との間に著しい差異が生じ、当該差異が生じた原因が上記と同様の理由による場合も同じ扱いとする。  
 ・上記のいずれの場合も、単純な積算誤りなど事業者の故意又は過失により作成・提出されたものと客観的に認められる場合には、変更に応じない場合がある。